

標準見積書の作成について

1. 標準見積書作成の目的

社会保険等未加入問題の背景には、あまりに激しく行き過ぎたコスト競争のなかで、仕事の確保のためのコスト低減の手法として、効率化は勿論あらゆる無駄を排除し、さらに乾いた雑巾を絞る努力をしている専門工事業界であるが、そのなかで法的に義務付けられている技能労働者のいざという時のための公的保証制度である社会保険等に参加せず、その保険料をもコスト削減に向けなければならない異常な状況がある。

この状況を改善し、建設労働者や若年入職者が安心して希望を持って働ける魅力ある建設産業とするため建設産業全体が枠組みを整備し、行政（民間発注機関含む）元請企業、下請企業がこの社会保険未加入問題に一体となって取り組んでいくことが必要である。

我々下請企業（専門工事業）として果たす役割は、請負契約の中で元請企業に適正に法定福利費を負担していただき、それを主に直接技能労働者を雇用し社会保険への加入義務を負っている二次、三次下請企業への分配と適正負担の指導である。

このため、国土交通省からも指導のあった見積時点から法定福利費を確保するため、工事費とは別に内訳明示した法定福利費相当額を標準見積書に記載することにより、コスト競争の枠外で法定福利費を確保することとした。

2. 標準見積書における法定福利費（事業主負担分）算出方法の代表的な考え方の例

- 1) 見積時の工期を基準に1日当たりの平均人数を算出、工期と平均人数、平均賃金を用いて労務費を算出し、法定福利費率を乗じて算出する。
- 2) 場所打ち杭4工法を分類し、分類した工法毎に自社データの労務費率（労務費を工事費で除したもの）を工事費に乗じて労務費を算出し、法定福利費率を乗じて算出する。
- 3) 労働保険の保険料徴収等に関する法律の各事業種類毎の労務費率から労務費を算出する方法も考えられるが、この労務費率を用いた場合下記5. 2)に記載したような問題点もあることから、早急に各社の労務費率の実態を調査し修正する必要がある。

3. 表示方法

会員各社の見積書様式に次のことを工事費とは別に表示する。

- ① 参考1による社会保険の保険料率（見積時期及び地域により違いがある）を乗じて算出した法定福利費（事業主負担分）

4. 記入例（別紙）

5. 基本的な考え方及び問題点

- 1) この標準見積書は一次下請企業が元請企業に提出する標準見積書である。
（二次、三次との契約は内容により労務費率が異なる場合がある）
- 2) 上記2. 3)の労務費率を用いて法定福利費を算出した場合の問題点
一次下請企業の場合、元請企業から預かる法定福利費と二次下請企業に預ける法定福利費に金額の違いが生ずる場合がある。
（この算出方法では実際の法定福利費よりも少なめに算出されるものと推定される）
この差額については、今後法定福利費確保の仕組みを業界に定着させるためには当面やむを得ないものと判断されるが、将来に向け是正するため数年間の実績により労務費率の修正が必要になるものとする。（要調査）

金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也

但 し、八丁堀高架橋基礎杭工事（事業の種類：鉄道又は軌道新設事業）

内 訳 工事費 A 円（別紙内訳による）

法定福利費 E 円

合 計 B = A + E 円

法定福利費内訳

法定福利費事業主負担額	対象金額	労務費率等	法定福利費対象金額（労務費）	料率	金額
雇用保険料	A	〇〇% j	$D = A \times j$	1.050% p	$E = D \times p$
健康保険料（※1）	A	〇〇% k	$D = A \times k$	4.985% q	$E = D \times q$
介護保険料（※2）	A	〇〇% l	$D = A \times l$	0.405% r	$E = D \times r$
厚生年金保険料	A	〇〇% m	$D = A \times m$	8.560% s	$E = D \times s$
児童手当拠出金	A	〇〇% n	$D = A \times n$	0.150% t	$E = D \times t$
合 計	A	〇〇% o	$D = A \times o$	15.150% u	$E = D \times u$

※1 協会けんぽ東京支部加入の場合

※2 介護保険加入割合を52.3%（協会けんぽH23事業報告より）と仮定

拝啓 毎度格別のお引き立を賜り有難く存じ上げます。先般 御照会頂きました物件に対し
下記の通り御見積申しあげますので、何卒ご用命頂きますようお願い申し上げます。

工 事 内 容 : オールケーシング杭工事（揺動式）

工 事 期 間 : 着工より 日間

工 事 場 所 : 埼玉県久喜市東町

御 支 払 条 件 : お 打 ち 合 わ せ の 上

見積書有効期限 : 3ヶ月間

（法定福利費の事業主負担分を計上しております）

（消費税は含んでおりません）

株式会社A B建設株式会社 御 中

〒110-4444 東京都中央区八丁堀1-1-1
日本基礎株式会社
取締役社長 日本 太郎
TEL (03) 5555-2222
FAX (03) 5555-3333

(参考)介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率

※協会けんぽ東京支部 加入の場合

事業主負担					
①雇用保険	健康保険			③厚生年金保険	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

【各保険料率の根拠】

①雇用保険： 建設の事業に係る保険料率

②健康保険

健康保険料率： 9.97%(協会けんぽ東京支部)を事業主・被保険者で折半。

介護保険料率： 1.55%(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぽ 平成23年度事業年報)を乗じた比率。

※介護保険料率の算式＝ $1.55\% \div 2 \times 52.3\% = 0.405\%$ (小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険： **17.12%**を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担。

※厚生年金保険の保険料率は、平成24年9月分から従来より0.354%引き上げられています。

介護保険の適用料率について

〔第4回ワーキンググループでの申し合わせ事項〕

算定に当たり用いる保険料率の統一

法定福利費を内訳明示する見積書において示す法定福利費は、健康保険料（法律上40歳以上の者が一体的に徴収される介護保険料を含む。介護保険料の対象となる40歳以上の労働者の割合を工事ごとに把握することは困難であることから、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況を勘案して設定する。）、厚生年金保険料（法律上一体的に徴収される児童手当拠出金を含む。）及び雇用保険料を対象とする。具体的な保険料率は毎年度一定の時期に国土交通省が厚生労働省に確認した上で各団体に情報提供する。

- 〔介護保険の対象者割合を考慮した平成25年度の保険料率（協会けんぽの例）〕
- 1. 55%を事業主・被保険者で折半
 - 介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%（協会けんぽ平成23年度事業年報）を介護保険料率に乗じた比率とする。

※介護保険料率の算式（協会けんぽの場合）

$$= 1.55\% \div 2 \times 52.3\% = \underline{0.405\%}$$

（小数点第3位未満四捨五入）

被保険者及び被扶養者の年齢構成割合（平成23年10月1日現在）

年 齢 階 級	被 保 険 者		
	総 数	男 子	女 子
総 数	100.0	100.0	100.0
0 ～ 4歳	.	.	.
5 ～ 9	.	.	.
10 ～ 14	.	.	.
15 ～ 19	0.7	0.6	0.9
20 ～ 24	6.6	5.0	9.1
25 ～ 29	10.8	9.7	12.5
30 ～ 34	11.8	11.9	11.6
35 ～ 39	13.2	14.0	11.8
40 ～ 44	11.9	12.2	11.3
45 ～ 49	10.3	9.9	11.0
50 ～ 54	10.0	9.6	10.7
55 ～ 59	10.0	10.0	9.8
60 ～ 64	10.1	11.4	7.9
65 ～ 69	3.4	4.0	2.3
70 ～ 74	1.4	1.6	1.0
75歳以上	0.0	0.0	0.0
介護保険適用率	52.3	---	---

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険被保険者実態調査報告（平成23年10月1日現在）」による。

平成25年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

健康保険料率：平成24年3月分～ 適用
介護保険料率：平成24年3月分～ 適用

厚生年金保険料率：平成25年9月分～平成26年8月分 適用
児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
					9.97%		11.52%		17.120%※		17.440%※	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	円以上	円未満	5,782.6	2,891.3	6,681.6	3,340.8				
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,779.6	3,389.8	7,833.6	3,916.8				
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,776.6	3,888.3	8,985.6	4,492.8				
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,773.6	4,386.8	10,137.6	5,068.8				
5(1)	98,000	3,270	93,000	101,000	9,770.6	4,885.3	11,289.6	5,644.8	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
6(2)	104,000	3,470	101,000	107,000	10,368.8	5,184.4	11,980.8	5,990.4	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
7(3)	110,000	3,670	107,000	114,000	10,967.0	5,483.5	12,672.0	6,336.0	18,832.00	9,416.00	19,184.00	9,592.00
8(4)	118,000	3,930	114,000	122,000	11,764.6	5,882.3	13,593.6	6,796.8	20,201.60	10,100.80	20,579.20	10,289.60
9(5)	126,000	4,200	122,000	130,000	12,562.2	6,281.1	14,515.2	7,257.6	21,571.20	10,785.60	21,974.40	10,987.20
10(6)	134,000	4,470	130,000	138,000	13,359.8	6,679.9	15,436.8	7,718.4	22,940.80	11,470.40	23,369.60	11,684.80
11(7)	142,000	4,730	138,000	146,000	14,157.4	7,078.7	16,358.4	8,179.2	24,310.40	12,155.20	24,764.80	12,382.40
12(8)	150,000	5,000	146,000	155,000	14,955.0	7,477.5	17,280.0	8,640.0	25,680.00	12,840.00	26,160.00	13,080.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	165,000	15,952.0	7,976.0	18,432.0	9,216.0	27,392.00	13,696.00	27,904.00	13,952.00
14(10)	170,000	5,670	165,000	175,000	16,949.0	8,474.5	19,584.0	9,792.0	29,104.00	14,552.00	29,648.00	14,824.00
15(11)	180,000	6,000	175,000	185,000	17,946.0	8,973.0	20,736.0	10,368.0	30,816.00	15,408.00	31,392.00	15,696.00
16(12)	190,000	6,330	185,000	195,000	18,943.0	9,471.5	21,888.0	10,944.0	32,528.00	16,264.00	33,136.00	16,568.00
17(13)	200,000	6,670	195,000	210,000	19,940.0	9,970.0	23,040.0	11,520.0	34,240.00	17,120.00	34,880.00	17,440.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	230,000	21,934.0	10,967.0	25,344.0	12,672.0	37,664.00	18,832.00	38,368.00	19,184.00
19(15)	240,000	8,000	230,000	250,000	23,928.0	11,964.0	27,648.0	13,824.0	41,088.00	20,544.00	41,856.00	20,928.00
20(16)	260,000	8,670	250,000	270,000	25,922.0	12,961.0	29,952.0	14,976.0	44,512.00	22,256.00	45,344.00	22,672.00
21(17)	280,000	9,330	270,000	290,000	27,916.0	13,958.0	32,256.0	16,128.0	47,936.00	23,968.00	48,832.00	24,416.00
22(18)	300,000	10,000	290,000	310,000	29,910.0	14,955.0	34,560.0	17,280.0	51,360.00	25,680.00	52,320.00	26,160.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	330,000	31,904.0	15,952.0	36,864.0	18,432.0	54,784.00	27,392.00	55,808.00	27,904.00
24(20)	340,000	11,330	330,000	350,000	33,898.0	16,949.0	39,168.0	19,584.0	58,208.00	29,104.00	59,296.00	29,648.00
25(21)	360,000	12,000	350,000	370,000	35,892.0	17,946.0	41,472.0	20,736.0	61,632.00	30,816.00	62,784.00	31,392.00
26(22)	380,000	12,670	370,000	395,000	37,886.0	18,943.0	43,776.0	21,888.0	65,056.00	32,528.00	66,272.00	33,136.00
27(23)	410,000	13,670	395,000	425,000	40,877.0	20,438.5	47,232.0	23,616.0	70,192.00	35,096.00	71,504.00	35,752.00
28(24)	440,000	14,670	425,000	455,000	43,868.0	21,934.0	50,688.0	25,344.0	75,328.00	37,664.00	76,736.00	38,368.00
29(25)	470,000	15,670	455,000	485,000	46,859.0	23,429.5	54,144.0	27,072.0	80,464.00	40,232.00	81,968.00	40,984.00
30(26)	500,000	16,670	485,000	515,000	49,850.0	24,925.0	57,600.0	28,800.0	85,600.00	42,800.00	87,200.00	43,600.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	545,000	52,841.0	26,420.5	61,056.0	30,528.0	90,736.00	45,368.00	92,432.00	46,216.00
32(28)	560,000	18,670	545,000	575,000	55,832.0	27,916.0	64,512.0	32,256.0	95,872.00	47,936.00	97,664.00	48,832.00
33(29)	590,000	19,670	575,000	605,000	58,823.0	29,411.5	67,968.0	33,984.0	101,008.00	50,504.00	102,896.00	51,448.00
34(30)	620,000	20,670	605,000	635,000	61,814.0	30,907.0	71,424.0	35,712.0	106,144.00	53,072.00	108,128.00	54,064.00
35	650,000	21,670	635,000	665,000	64,805.0	32,402.5	74,880.0	37,440.0				
36	680,000	22,670	665,000	695,000	67,796.0	33,898.0	78,336.0	39,168.0				
37	710,000	23,670	695,000	730,000	70,787.0	35,393.5	81,792.0	40,896.0				
38	750,000	25,000	730,000	770,000	74,775.0	37,387.5	86,400.0	43,200.0				
39	790,000	26,330	770,000	810,000	78,763.0	39,381.5	91,008.0	45,504.0				
40	830,000	27,670	810,000	855,000	82,751.0	41,375.5	95,616.0	47,808.0				
41	880,000	29,330	855,000	905,000	87,736.0	43,868.0	101,376.0	50,688.0				
42	930,000	31,000	905,000	955,000	92,721.0	46,360.5	107,136.0	53,568.0				
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	97,706.0	48,853.0	112,896.0	56,448.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	102,691.0	51,345.5	118,656.0	59,328.0				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	108,673.0	54,336.5	125,568.0	62,784.0				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	114,655.0	57,327.5	132,480.0	66,240.0				
47	1,210,000	40,330	1,175,000		120,637.0	60,318.5	139,392.0	69,696.0				

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する
・一般の被保険者の方…12.120%~14.720%
・坑内員の被保険者の方…12.440%~15.040%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.97%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成25年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。

社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	①基本給 月給、日給等 ②諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、 通勤手当 、資格手当、休業手当 等 ③賞与 賞与、期末手当、勤勉手当 等	①任意、恩恵的なもの 退職金(建退協証紙含む) 、結婚祝金、災害見舞金 等 ②労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張手当 等
現物	①通勤定期券 (現物で支払っている場合)	①福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断 等 ②業務費的なもの 作業衣の貸与、保護具等 等 ③その他 教育訓練費、募集・求人費

(参考)各法定福利費の計算方法等

	各種保険	算定方法	解説
社会保険	健康保険		①標準報酬月額 毎年、4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分(健康保険:47等級、厚生年金:30等級)にあてはめた金額
	厚生年金保険	①毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率 ②賞与時 標準報酬賞与額×事業主負担保険料率	②標準賞与額 3月を超える期間の賞与から千円未満を切り捨てた金額健康保険は年度の累計額540万円、厚生年金保険は1ヶ月あたり150万円が上限
	介護保険(※)		✓上記①及び②は同上 ✓40歳以上65歳未満の被保険者が納付対象
労働保険	雇用保険	賃金総額×事業主負担保険料率	✓通常は、労働保険として、労災保険料と合わせて支払う ✓4月1日において満64才以上の労働者については、保険料が免除される
その他	児童手当拠出金	①毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率 ②賞与時 標準報酬賞与額×事業主負担保険料率	✓児童手当の財源として事業主が負担する拠出金 ✓厚生年金被保険者全員の標準報酬月額を合算したものに料率を掛けた金額を厚生年金保険料と一緒に納める